

資料 4

(読売新聞 92. 9. 28 夕刊)

東海大病院「安楽死」事件 医師側が「殺意」を否認 初公判で公訴棄却求める

92.09.28 東京読売夕刊1頁 一面 社有(全1133字)

東海大医学部付属病院(神奈川県伊勢原市)で、元同大助手の徳永雅仁医師(36)が、入院中の末期ガン患者に塩化カリウムを静脈注射して死亡させた、いわゆる「安楽死」事件の初公判が二十八日午前十時から、横浜地裁(坂井智裁判長)で開かれた。罪状認否で、殺人罪に問われている徳永医師は、注射によって患者が死に至った事実については認めたものの、殺意については否認、「家族の心情を思いやり穏やかな死を願って注射した」と述べた。弁護側も意見陳述で「家族からの要請に応じたもので、安楽死に準じた行為である」として殺人罪の成立を否定して無罪を主張、公訴の棄却を求めた。

医師が、医療行為に関して殺人罪に問われる、わが国で初めての事件。横浜地検は「注射と死の因果関係は密接で、こん睡状態の患者に心臓を急停止させる量の塩化カリウムを故意に注射した行為は殺人にあたる」とし、患者本人は安楽死の意思を示しておらず、安楽死には当たらないとして徳永医師を殺人罪で起訴。

検察側は冒頭陳述で、家族が「苦しそうで見ているのがつらい。早く楽にしてやって下さい。早く家に連れて帰りたい」と再三にわたって治療中止を懇請するのに対し、徳永医師が「可能性を信じて治療をしているのだから、家族の方も頑張っ欲しい。後で後悔することになる」と説得し、家族も心情が揺れ動くさまなどを詳述。注射の当日になって「家族としてはこれ以上見ていられない。私たちも疲れた。楽にしてやって下さい。十分です」などという家族からの頼みに対し、徳永医師の方もついに説得は無理と思い、追い詰められ、不本意ながら家族の希望を聞き入れて行く経緯を明らかにした。

同医師は塩化カリウムを注射して患者を死亡させた後、注射液を落として割れたことにするように看護婦に依頼、注射はなかったような体裁を取らせていた。

安楽死をめぐる昭和三十七年に名古屋高裁判決が〈1〉不治の病で死が迫っている〈2〉苦痛が激しい〈3〉苦しみの緩和を目的とする〈4〉本人の明確な請託がある〈5〉医師の手による〈6〉方法が倫理的—の六項目を安楽死と認められる要件として示した。同地検はこれと照らし合わせながら、今回のケースは〈1〉と〔5〕以外の要件を満たしていないとして徳永医師を殺人罪で在宅起訴していた。

(冒頭陳述の要旨2面、関連記事社会面に)

〈東海大付属病院「安楽死」事件〉平成三年四月十三日夜、多発性骨髄シュの末期患者で、前夜からこん睡状態にあった神奈川県茅ヶ崎市内の男性会社員（当時五十八歳）に対し、担当医だった徳永医師が、「早く楽にしてやって欲しい」との家族の懇請に応じて鎮静剤などを注射したのち、さらに塩化カリウムの原液二十ccを静脈に注射。数分後に患者を急性心停止させた。